



2026 年 8 月 4 日

各 位

会 社 名 ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 近 健 太
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミア)
お 問 合 せ 先 資 本 関 連 事 業 部 長 森 山 由 英
(T E L . 0 5 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1)

従業員に対する株式交付制度の継続及び
従業員に対する新たな株式交付制度の導入に関するお知らせ

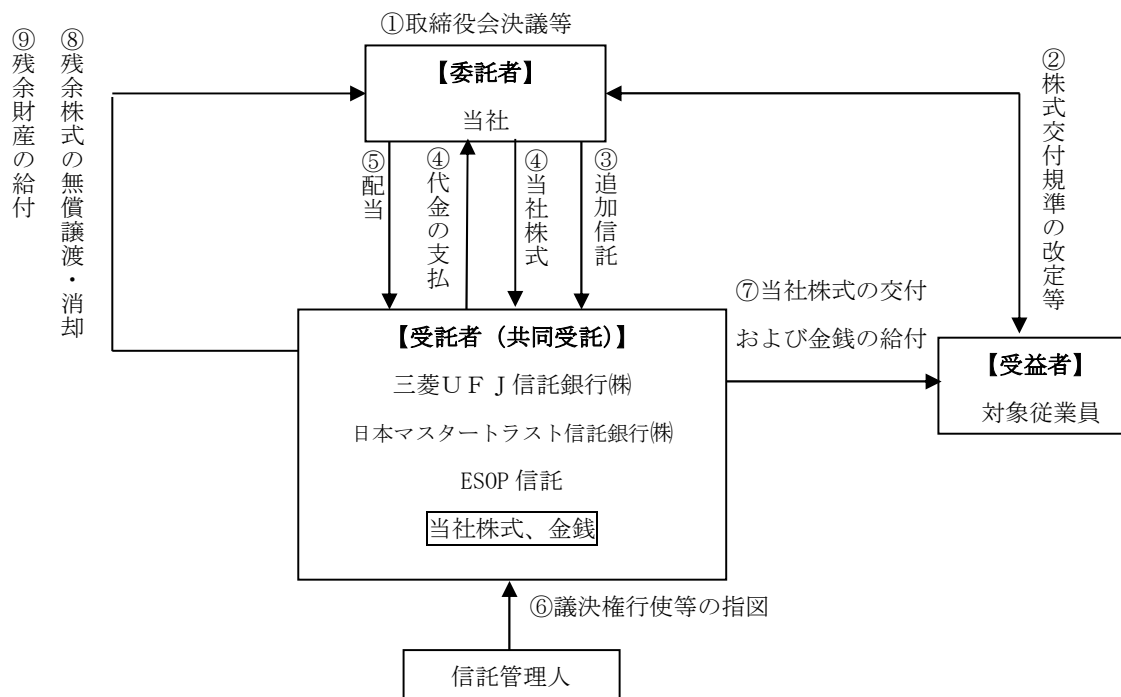
当社は、本日、2025 年度から導入している株式付与 ESOP 信託（以下、「本信託」という。）を活用した、①当社の幹部職のうち、一定の要件を満たす者を対象とする株式交付制度（以下、「幹部職向け制度」といい、その対象となる従業員を「対象幹部職」という。）を継続することに加え、②幹部職に限らず、一定の要件を満たす特定の人材も対象とする株式交付制度（以下、「特定人材向け制度」といい、その対象となる従業員を「対象特定人材」という。また、幹部職向け制度及び特定人材向け制度を併せて「本制度」と総称し、対象幹部職及び対象特定人材を併せて「対象従業員」と総称する。）を導入することにつき決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 幹部職向け制度の継続及び特定人材向け制度の導入

- (1) 当社は、自動車産業の 100 年に 1 度の大変革期の中、モビリティカンパニーへの変革に挑戦しています。「幸せの量産」という使命を胸に、未来に向けた挑戦をより一層加速させ、中長期的な企業価値向上に寄与することを期待し本制度を導入しています。
- (2) この度、これらの挑戦にさらに全社一丸となって取り組むことができるよう、従来の幹部職向け制度を継続するとともに、特定人材向け制度を新たに導入することを決定しました。
- (3) 本制度の継続及び導入にあたり、当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長し、本信託が取得する当社株式の取得資金として、本信託に追加で金銭を拠出します。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、幹部職向け制度の継続及び特定人材向け制度の導入に関して取締役会決議等の必要な手続を行います。
- ② 当社は、幹部職向け制度に関する社内規程である株式交付規準を改定します。また、特定人材向け制度に関する社内規程である株式交付規準を制定します。
- ③ 当社は、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とする本信託に金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑦ 信託期間中、対象幹部職については幹部職向け制度に基づき、業績等に応じたポイントが付与され累積します。また、対象特定人材については特定人材向け制度に基づき、職責又は役割等に応じたポイントが付与され累積します。
一定の受益者要件を満たした対象従業員に対して、退職後に、累計ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭が給付されます。また、本信託内の当社株式に対して支払われていた配当金についても、本信託から交付が行われる当社株式の数に応じて受益者に給付されます。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式交付制度として本信託を継続利用することができます。なお、本信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、本信託から当社へ当該残余株式を無償譲渡し、当社は取得

した当社株式を消却する予定です。

- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

3. 信託契約の内容

① 制度の名称	幹部職向け制度	特定人材向け制度
② 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
③ 信託の目的	対象幹部職に対するインセンティブの付与	対象特定人材に対するインセンティブの付与
④ 委託者	当社	
⑤ 受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
⑥ 受益者	対象幹部職のうち受益者要件を充足する者	対象特定人材のうち受益者要件を充足する者
⑦ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑧ 信託契約日	2025 年 8 月 25 日	
⑨ 信託の期間	2025 年 8 月 25 日から 2026 年 8 月 31 日まで （信託契約の変更により 2029 年 8 月 31 日まで延長予定）	
⑩ 議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
⑫ 追加信託金の金額	本件に伴う自己株式処分の処分価額の総額から本信託内に残存する金銭を控除した金額（信託報酬・信託費用を含む。）	
⑬ 株式の取得方法	当社（自己株式処分）から取得	
⑭ 株式の取得時期	2026 年 8 月 25 日	
⑮ 帰属権利者	当社	
⑯ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする	

以上